

「令和8年度全国中学生人権作文コンテスト東京都大会」実施要領

1 名称

令和8年度全国中学生人権作文コンテスト東京都大会

2 主催

東京法務局

東京都人権擁護委員連合会

3 後援

全国地方新聞社連合会人権啓発事業実行委員会・東京新聞

東京都教育委員会

一般財団法人東京私立中学高等学校協会

公益財団法人人権擁護協力会

全日本空輸株式会社

日本航空株式会社

日本空港ビルデング株式会社

株式会社パイ インターナショナル

4 対象

都内中学校に在学する生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部に在学する生徒並びに外国人学校その他の教育施設に在学する者で中学生に準ずる生徒を含む。）

5 趣旨

次代を担う中学生が人権問題について作文を書くことによって、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに豊かな人権感覚を身に付けること、及び入賞作文を国民に周知広報することによって、広く一般に人権尊重思想を根付かせることを目的とする。

6 応募作文

(1) 作文の内容

日常の家庭生活、学校生活、グループ活動あるいは地域社会との関わりなどの中で得た自己の体験等を通じ、人権尊重の重要性、必要性について考察したことなどを題材としたものとする。

(2) 原稿の枚数

ア 学校名、学年、氏名及び題名を除き、400字詰原稿用紙5枚以内とし、外国語を用いて作成した場合、又は視覚に障害があり点字若しくは録音テープを用いて作成した場合には、それぞれ学校名、学年、氏名及び題名を除き、400字詰原稿用紙5枚以内の翻訳文、墨字又は反訳文を付するものとする。

イ 学校名、学年、氏名及び題名は、原稿用紙右側欄外に記載する。

ウ 提出する作文については、手書き、パソコン等で作成したものいずれも可とする。パソコン等で作成する場合、東京法務局のホームページで公開する専用様式を使用するか、20字×20字の原稿用紙設定の上、印刷したものを提出する。

なお、専用様式を使用しない場合、学校名、学年、氏名及び題名はヘッダー等を用いて欄外に記載する。

エ 400字詰原稿用紙5枚を超えた場合は、審査の対象とならないので注意すること。

(3) 引用について

書籍や刊行物等（ウェブサイトにおける文献等を含む。）における文章を引用する場合は、作文中でその出典を明らかにした上で引用する。

(4) 審査について

ア 本名が明らかでない応募作文は、審査の対象とならない。

イ 盗作や不適切な引用等、すでに発表済の著作物を不正に利用した作文を提出したものと認められた場合は、審査の対象とならないので注意すること。

ウ 生成AIの利活用等により自己の体験等や考察に基づくことなく創作したものを自己の作文として提出したものと認められた場合は、審査の対象とならないので注意すること。

7 実施方法

(1) 学校ごとの応募（実施校）

ア 各区市町村の人権擁護委員の中から選出された人権作文実行委員（以下「人権作文実行委員」という。）は、実施校と協議の上、実施校の生徒に対し、啓発冊子やリーフレット等を使用した人権教室を行うなどして啓発を行う。

イ 作文を募集する生徒（全校生徒又は学年単位）については、実施校と各区市町村の人権作文実行委員が協議の上決定する。

(2) 個人応募

東京法務局のホームページ及び東京新聞において、広く募集する。

(3) 応募先

ア 実施校は、所在地の区市町村の人権作文実行委員に応募作文を提出する。ただし、区市町村により提出先を別途設けるときは、その提出先とする。

イ 個人応募者は、東京法務局人権擁護部第三課（住所：東京都新宿区四谷一丁目6番1号四谷タワー13階（F R E S C）、電話番号：0570-011-000（代表））に参加申込書（別紙1）及び応募作文を提出する。

なお、個人応募者については、以下の宛先に参加申込書及び作文のデータを送信する方法により応募することを可能とする。

送信先（E-mail）：jinken01_tokyo_moj_bal@moj.go.jp

ウ 東京法務局人権擁護部第三課は、個人応募者に対して、応募作文を受領した

旨を速やかに連絡する。

(4) 応募期限

各人権擁護委員協議会の細則で定める。

ただし、個人応募の応募期限については、令和8年9月1日（火）必着とする。

8 協議会代表作文の選定及び提出

(1) 区市町村における選定

人権作文実行委員は、それぞれの区市町村ごとに、個人応募を含む応募作文の中から区市町村代表作文を選定する。

選定する代表作文数は、応募数に応じて次のとおりとする。

1編	～	299編	1編
300編	～	599編	2編
600編	～	999編	3編
1,000編	～	1,499編	4編
1,500編	～	1,999編	5編
2,000編以上			6編

なお、人権作文実行委員は、区市町村代表作文を選定後、応募作文の原本を各人権擁護委員協議会に提出する。

(2) 人権擁護委員協議会における選定

人権擁護委員協議会会長は、それぞれの協議会の細則に基づき、協議会内の区市町村代表作文の中から、協議会代表作文を選定する。

選定する代表作文数は、次のとおりとする。

東京人権擁護委員協議会	12編
多摩西人権擁護委員協議会	9編
多摩東人権擁護委員協議会	12編
大多摩人権擁護委員協議会	3編

(3) 協議会代表作文及び区市町村代表作文の提出

人権擁護委員協議会会長は、協議会選定作文一覧表（別紙2-1及び2-2）を別紙2-1及び2-2記載の提出先にデータで提出するとともに、協議会代表作文及び区市町村代表作文の各原本を東京都人権擁護委員連合会会長に提出する。

提出期限は、令和8年10月28日（水）とする。

(4) 区市町村代表作文確認書の提出

12(5)イにおいて提出された応募作文確認書（別紙3、以下「確認書」という。）は、人権擁護委員協議会ごとに取りまとめ、東京都人権擁護委員連合会会長に提出する。

提出期限は、令和8年10月28日（水）とする。

(5) その他

選定された代表作文について、誤字、脱字等ある場合であっても、原文のとおりとし、誤字、脱字等の訂正については、応募者本人以外の第三者は行ってはならない。

9 表彰

東京都大会審査会の厳正な審査により、協議会代表作文から最優秀賞、優秀賞及び奨励賞の各賞を決定する。

(1) 審査会

審査会は、次の審査員により構成される。

東京都教育庁主任指導主事

一般財団法人東京私立中学高等学校協会

東京新聞

東京都人権擁護委員連合会会長

東京都人権擁護委員連合会副会長（作文担当）

東京都人権擁護委員連合会こども人権委員会委員長

東京都人権擁護委員連合会男女共同参画社会推進委員会委員長

東京法務局人権擁護部長

東京都人権擁護委員連合会人権作文実行委員会委員長

(2) 入賞発表日

令和8年11月27日（金）

(3) 表彰

ア 最優秀賞

東京法務局長賞 1編

東京都人権擁護委員連合会会長賞 1編

東京新聞賞 1編

イ 特別優秀賞

東京都教育委員会賞 1編

一般財団法人東京私立中学高等学校協会賞 1編

ウ 優秀賞

8編から10編（※1）

エ 奨励賞

23編（※2）

オ 作文委員会賞

区市町村代表作文

（上記各賞に該当しない作文）

※1 特別優秀賞に該当する作文がない場合には、審査会の判断により、1編から5編までを優秀賞に追加して割り当てることができるものとする。

※2 ※1の割当てを踏まえ、アからエの各賞全体で36編となるよう調整する。

(4) 表彰式

最優秀賞から優秀賞までの入賞者を対象に、次のとおり表彰式を行う。

日程 令和8年12月19日（土）

会場 東京都新宿区四谷一丁目6番1号

コモレ四谷タワー

(5) 感謝状

実施校に対しては、主催者から感謝状を贈呈する。

10 中央大会への推薦

(1) 推薦作文数

本大会の総応募数に応じて、7,000編未満の場合は1編とし、7,000編以上30,000編未満の場合は2編、30,000編以上の場合は20,000編ごとに更に1編を加算した数とする。

(2) 推薦作文

本大会の最優秀賞等入賞作文の中から、推薦作文を決定する。

11 実施細目

本実施要領に定めるもののほか、実施に関し必要な細目は、各人権擁護委員協議会の実施要領細則において定めることができる。

12 その他

(1) 応募作文は未発表のものに限る。

なお、応募作文の提出に当たっては、必ず原本を提出すること（コピーは不可）。

(2) 応募作文は返却しない。

(3) 応募作文の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、主催者に帰属する。

応募作文の他の刊行物への掲載等の応募作文の使用に当たっては、学校等が教育活動の一環として使用するものを除き、必ず応募作文使用申請書（別紙4）を主催者へ提出し、許可を得なければならない。

なお、掲載に当たっては、次のとおり作文に添え書きするものとする。

ア 上記9(3)入賞作文

令和8年度全国中学生人権作文コンテスト東京都大会〇〇〇賞受賞作文

イ その他の応募作文

令和8年度全国中学生人権作文コンテスト東京都大会応募作文

(4) 応募者の個人情報、応募作文の審査や本コンテストに関する連絡のため、必要な範囲でのみ使用する。

(5) 応募作文の公表について

ア 本大会の入賞作文（区市町村代表作文）は、原則として、作文集、報道機関、東京法務局ホームページ及び地方公共団体の広報紙等において公表（作文コンテストによる公表以外の公表（例えば、区市町村の人権啓発イベント会場での公表など）も含む。以下同じ。）する。

- イ 各区市町村の人権作文実行委員は、区市町村代表作文を書いた生徒に対し、公表に関する確認書の提出を依頼することとする。提出された確認書は、所属する各人権擁護委員協議会に提出する。
- ウ 入賞作文以外の応募作文についても、上記(3)の使用申請に基づき公表することがある。
- 入賞作文以外の応募作文を公表する場合、応募作文を書いた生徒に対し、公表に関する確認書の提出を依頼する。
- エ 作文の公表に当たっては、作文の趣旨を損なわない範囲で、誤字・脱字を修正することがある。また、応募者の許可を得て表現の一部を変更することがある。
- オ 作文の公表に当たっては、応募者の意向に基づき、「学校名」、「学年」、「氏名」を非公表とすることがある。

提出先: 東京法務局人権擁護部第三課
 (E-mail:jinken01_tokyo_moj_bal@moj.go.jp)

令和8年度全国中学生人権作文コンテスト東京都大会 協議会選定作文一覧表

<協議会代表作文>

協議会

番号	題 名	ふ り が な 学 校 名	学年	ふりがな 氏 名
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				

提出先: 東京法務局人権擁護部第三課
 (E-mail:jinken01_tokyo_moj_bal@moj.go.jp)

令和8年度全国中学生人権作文コンテスト東京都大会 協議会選定作文一覧表

<区市町村代表作文(協議会代表作文を除く。)>

協議会

番号	題 名	ふ り が な 学 校 名	学年	ふりがな 氏 名
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				

※ 適宜、行を追加してください。

令和 年 月 日

令和8年度全国中学生人権作文コンテスト東京都大会応募作文使用申請書

本大会における応募作文の使用について、下記のとおり申請します。

1. 使用を申請する作文

1	題 名			
	生 徒 氏 名			
	学 校 名		学 年	年
	承 諾 の 有 無	作文の使用に当たり、生徒及び保護者等の承諾を 1. 得ている 2. 得ていない		
2	題 名			
	生 徒 氏 名			
	学 校 名		学 年	年
	承 諾 の 有 無	作文の使用に当たり、生徒及び保護者等の承諾を 1. 得ている 2. 得ていない		
3	題 名			
	生 徒 氏 名			
	学 校 名		学 年	年
	承 諾 の 有 無	作文の使用に当たり、生徒及び保護者等の承諾を 1. 得ている 2. 得ていない		

※ 個人情報保護等の観点から、可能な限り、本人及び保護者に対する事前の確認をお願いします。

※ 使用を申請する作文が多い場合は、継続用紙に記入願います。

※ 東京法務局人権擁護部第三課に提出してください。

2. 申請者情報

1	氏 名 ・ 団 体 名		
2	担 当 者 名 所 属 ・ 氏 名		
3	連 絡 先	TEL:	FAX:
4	使 用 目 的		

4	題 名			
	生徒氏名			
	学 校 名		学 年	年
	承諾の有無	作文の使用に当たり、生徒及び保護者等の承諾を 1. 得ている 2. 得ていない		
5	題 名			
	生徒氏名			
	学 校 名		学 年	年
	承諾の有無	作文の使用に当たり、生徒及び保護者等の承諾を 1. 得ている 2. 得ていない		
6	題 名			
	生徒氏名			
	学 校 名		学 年	年
	承諾の有無	作文の使用に当たり、生徒及び保護者等の承諾を 1. 得ている 2. 得ていない		
7	題 名			
	生徒氏名			
	学 校 名		学 年	年
	承諾の有無	作文の使用に当たり、生徒及び保護者等の承諾を 1. 得ている 2. 得ていない		
8	題 名			
	生徒氏名			
	学 校 名		学 年	年
	承諾の有無	作文の使用に当たり、生徒及び保護者等の承諾を 1. 得ている 2. 得ていない		
9	題 名			
	生徒氏名			
	学 校 名		学 年	年
	承諾の有無	作文の使用に当たり、生徒及び保護者等の承諾を 1. 得ている 2. 得ていない		